

25年産米の作付等に関する方針

平成25年1月29日
農 林 水 産 省

1 24年産米の安全確保の取組とその結果

(1) 24年産米の安全確保の取組

24年産米については、放射性セシウム濃度が基準値を超えない米のみを出荷するため、政府、関係自治体及び生産現場等が一体となって、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせた安全確保の取組を行いました。

具体的には、

- ① 23年産米で500 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された地域等では作付制限を行ったほか、
- ② 23年産米で100 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された地域等では、作付前に出荷制限（事前出荷制限）を行った上で、地域の米の全量管理（吸収抑制対策の徹底及び生産量の全量把握）と全袋検査を条件に作付を可能としました。

また、作付制限の対象地域及び事前出荷制限の下で作付を自粛した地域では、作付再開に向けた試験栽培等の取組を行いました。

(2) 吸収抑制対策の効果と継続的な対策の必要性

作付を行った地域では、23年産米の検査結果に応じて、収穫後の検査に加え、カリ肥料の施用など放射性物質の吸収抑制対策を行いました。その結果、24年産米の放射性セシウム濃度は、23年産に比べて全体的に低減し、基準値を超える事例も点的な発生に止まりました。

他方、少数ではあるものの、吸収抑制対策を徹底していなかった農家が生産した米や、清掃を十分に行っていなかった乾燥調製機器を使用した米からは、基準値を超える又は比較的高い濃度の放射性セシウムが検出されました。

これらのことから、今後も継続して吸収抑制対策や乾燥調製機器の清掃等を実施する必要があると考えられます。

(3) 生産出荷段階の管理と出口検査の充実

事前出荷制限の下で作付を行った地域では、24年産米の全量管理と全袋検査の結果、放射性セシウム濃度が基準値を超えない米のみを出荷することができました。

また、福島県では、事前出荷制限を行わなかった地域においても、米袋のまま短時間に全袋検査を行う体制が整備されました。

2 25年産米の作付等に関する方針

(1) 基本的な考え方

25年産米については、24年産米の取組を踏まえ、作付制限、吸収抑制対策等及び収穫後の検査を組み合わせて安全確保を図ります。

(2) 24年産の作付のなかった地域の取扱い

- ① 帰還困難区域、居住制限区域、警戒区域及び計画的避難区域（※1）
避難指示等により営農等の屋外の作業が制限されており、試験栽培等により放射性セシウム濃度が基準値を超えない米が生産できることが検証されていないことから、作付制限を行います。
- ② 避難指示解除準備区域（※1）
基本的に営農の再開が可能とされており、住民の帰還や農地の除染等の状況に応じて、県及び市町村が管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を行えることとします。【作付再開準備】
- ③ 23年産米で500 Bq/kg等を超える放射性セシウムが検出され、24年産稲の作付制限が行われた地域及び作付を自粛した地域（※1）
試験栽培の結果等から、吸収抑制対策を徹底すれば安全な米を生産できると考えられることから、綿密な管理と検査を条件として作付を再開できることとします。
具体的には、県及び市町村が管理計画を策定し、稲を作付した全ほ場を台帳に整理します。それに基づき、吸収抑制対策や乾燥調製機器の清掃等を徹底するとともに、飯米や縁故米を含む生産量の全量を把握し、全袋検査を行うこととします。【全量生産出荷管理】

※1 住民の帰還や農地の除染等の状況に応じて、同一市町村内で一体的に作付制限、作付再開準備又は全量生産出荷管理を行うこともできることとします。

(3) 24年産の作付のあった地域の取扱い

- ① 24年産米で100 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された地域（※2）
24年産米の検査結果から、吸収抑制対策等を徹底しなければ100 Bq/kgを超える放射性セシウムを含む米が生産される可能性が高いことから、綿密な管理と検査を条件として作付を行えることとします。
具体的には、県及び市町村が管理計画を策定し、稲を作付した全ほ場を台帳に整理します。それに基づき、吸収抑制対策等を徹底するとともに、飯米や縁故米を含む生産量の全量を把握し、全袋検査を行うこととします。【全量生産出荷管理】

※2 ただし、24年産米で100 Bq/kgを超える放射性セシウムの検出が極めて限定的で、50 Bq/kg超100 Bq/kg以下の放射性セシウムの検出がなかった地域は除きます。

- ② 24年産米で50 Bq/kgを超える又は23年産米で100 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された地域 (※3)

23年産米及び24年産米の検査結果から、吸収抑制対策等を徹底しなければ100 Bq/kgを超える放射性セシウムを含む米が生産される可能性が否定できないことから、県の管理の下、市町村が稲を作付した農家を台帳に整理し、農家単位で吸収抑制対策等を徹底するとともに、全戸検査を行うこととします。【全戸生産出荷管理】

- ③ その他の地域 (※3)

必要に応じて吸収抑制対策等を実施し、地域単位で抽出検査を行うこととします。

※3 県の管理の下、市町村が稲を作付した農家を台帳に整理し、農家毎に検査予定数量等を把握した上で全袋検査を行う場合には、全戸検査や抽出検査は不要とし、全袋検査で基準値以下と確認され、かつラベル等で識別可能な米は、順次出荷できることとします。ただし、基準値超過があった場合には、地域単位で出荷制限を行います。(全量を把握すれば、一部解除が可能です。)